

学 校 長  
校 長 代 理

教 育 長

#### 4月8日以降の短時間での教育活動の再開等について（通知）

3月3日から3月24日まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市立学校において一斉臨時休業を行ってきました。休業期間はおよそ1か月にわたりましたが、緊急受入れの実施や児童生徒の健康状態等の報告、校庭開放、卒業式や修了式の実施など、これまでにない状況の中での取組に対して、各学校にはご理解とご協力をいただきました。

この度公表された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の提言において、日々の学校現場における「**3つの条件（※）が同時に重なる場**」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距离での会話や大声での発声をできるだけ控えるなどの取組を進めていくことが重要であるとの考え方が示されました。さらに文部科学省から、各学校において、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、新学期を始める準備を行うよう、通知がありました。そこで教育委員会では、今後、長期的な対応が想定される状況の中で、保健所の知見を踏まえ、感染症対策を徹底することで、短時間での教育活動の再開をすることとしました。

つきましては、4月8日から4月30日までの教育活動について、次のとおり再開にむけて準備を進めるようお願いします。

なお、今後、市内で感染が拡大した場合等、一斉臨時休業等の措置を講じる場合もありますのでご承知おきください。

※3つの条件…①密閉空間であり換気が悪い  
②手の届く距離に多くの人がある  
③近距离での会話や発声がある

#### 1 教育活動の再開について

##### (1) 小学校、中学校、義務教育学校

令和2年4月8日（水）～4月30日（木） 半日程度（4校時まで）の短縮授業

※ 通級指導教室は4月30日（木）まで指導を行いません。

##### (2) 高等学校及び附属中学校

令和2年4月8日（水）～4月30日（木） 時差通学を実施した上での短縮授業

※ 定時制は学校の実情を踏まえた対応

##### (3) 特別支援学校

令和2年4月8日（水）～4月30日（木） 半日程度の短縮授業

※ 訪問籍、分教室、院内学級等は学校の実情を踏まえた対応

## 2 児童生徒の健康状態等の把握と支援について

児童生徒に感染症予防の取組を継続するよう、引き続き指導をお願いします。また、教育活動の場において、児童生徒の健康と安全を守り、感染拡大を防ぐために「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組を行うようにしてください。

放課後の生活については、不要不急の外出を避け、「3つの条件」を意識しながら過ごすよう、指導をお願いします。

感染症や疾患をきっかけとしたいじめ、偏見、差別等が生じないように指導にあたるとともに、不安な気持ちで過ごしている児童生徒や保護者等への心のケアのために、カウンセラーによる面接の実施や外国籍、外国につながる児童生徒等の人権に十分配慮した対応をしてください。

## 3 児童生徒の学習について

3月に実施する予定だった学習内容については、各学校において対応策を検討し、工夫して取り組むようにしてください。

## 4 学校行事等について

4月に実施予定の学校行事等については、感染拡大防止や内容の変更、実施方法の工夫の措置や、延期する等の対応を行ってください。

## 5 給食及び昼食について

小学校及び義務教育学校前期課程、特別支援学校の給食は、基準献立を4月13日（月）より実施します。なお、独自献立については、各学校の計画に基づき実施をしてください。

中学校及び義務教育学校後期課程における昼食は、4月8日（水）以降で、各学校の事前の計画に基づき実施してください。

## 6 部活動について

中学校及び義務教育学校後期課程において部活動を実施する場合、活動日数は各部、週3日以内とします。活動時間は、帰りの会や清掃終了から2時間以内として、その後は完全下校とします。土日に実施する場合は、いずれか1日を活動日として、3時間以内の活動としてください。また、朝練習は実施しないこととします。

なお、実施に際しては、感染拡大防止の措置を講じてください。

小学校における特設クラブ等についても、これに準じます。

## 7 児童生徒、教職員、支援員等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合について

学校にて把握した状況等について速やかに教育委員会に報告してください。教育委員会では、「学校内における活動の様態」「接触者の多寡」「地域における感染拡大の状況」などを考慮し、保健所と十分に相談した上で、「感染した児童生徒、教職員、支援員等及び濃厚接触者の出席停止・就業禁止」や「当該校の全部又は一部の臨時休業を実施」について判断します。

## 8 教職員の研修等について

教育委員会が主催する4月実施の集合研修等については、原則として、eラーニングシステムで行うか中止または延期とします。

## 9 保護者への通知について

添付「4月8日以降の学校再開のお知らせ」に基づき、保護者にお知らせください。なお、各学校の状況に応じて適宜修正してください。

## 10 短縮授業期間終了後の取扱いについて

短縮授業期間が終了した5月1日（金）以降の取扱いについては、改めて通知します。

## 11 その他

- (1) 新型コロナウイルスに関する教職員のサービス・健康管理等については、別途通知します。
- (2) 放課後キッズクラブは、授業時間終了後から開所します。
- (3) 放課後等デイサービスの開所時間は、各事業所によって異なりますので調整してください。

添付資料：令和2年3月24日付 元文科初第1780号 文部科学省通知

「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開について（通知）」

### 【担 当】

小中学校企画課	6 7 1 - 3 2 6 6
教職員育成課	4 1 1 - 0 5 1 4
教職員労務課	6 7 1 - 3 2 4 7
教育課程推進室	6 7 1 - 3 7 3 2
高校教育課	6 7 1 - 3 7 4 3
特別支援教育課	6 7 1 - 3 9 5 8
人権教育・児童生徒課	6 7 1 - 3 6 9 9
健康教育課	6 7 1 - 3 2 7 5